

(1) 保育料表各階層の収入の目安

(各階層の世帯収入の目安)

市階層	国階層	階層区分税額		世帯収入の目安	
D 1	第 4	19,000 円未満		375 万円未満	
D 2		19,000 円以上	40,000 円未満	375 万円以上	439 万円未満
D 3	第 5	40,000 円以上	50,000 円未満	439 万円以上	555 万円未満
D 4		50,000 円以上	63,000 円未満	555 万円以上	562 万円未満
D 5		63,000 円以上	75,000 円未満	562 万円以上	583 万円未満
D 6		75,000 円以上	103,000 円未満	583 万円以上	612 万円未満
D 7	第 6	103,000 円以上	128,000 円未満	612 万円以上	698 万円未満
D 8		128,000 円以上	178,000 円未満	698 万円以上	799 万円未満
D 9		178,000 円以上	253,000 円未満	799 万円以上	946 万円未満
D 10		253,000 円以上	413,000 円未満	946 万円以上	1,199 万円未満
D 11	第 7	413,000 円以上	553,000 円未満	1,199 万円以上	1,273 万円未満
D 12		553,000 円以上		1,273 万円以上	

※ 各階層における標準世帯（夫婦・子2人）の収入を、本表の世帯収入の目安とした。

※ 国階層とは、国の徴収金基準額表の階層で、現在は全8階層。

※ 国階層の第8階層の階層区分税額は734,000円以上のため、これに対応する市階層はD12階層の一部となる。

(2) D12階層設定の基本的考え方

平成15年10月、行財政改革を進める上で策定された「船橋市財政健全化プラン」で、特定の人を受けるサービスについて、相応・公平な受益者負担を実現するとされ、保育料についても、特に高額所得者層の負担見直しを検討するとされた。

平成17年度に、当該プランの内容を基に、船橋市保育料審議会に諮問、当該審議会の答申内容に従い、平成18年度10月分以降の保育料について階層を増設した。

増設したD12階層の保育料額は、国の徴収金基準額における当時の最高金額80,000円の75%にあたる60,000円に増額した。（増額前の保育料額は56,000円）

(3) 保育料徴収（市負担・保護者負担の割合、軽減の考え方）

(徴収根拠)

市は、児童福祉法第 56 条第 3 項に基づき、保育料を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、保育園児の年齢等に応じて定める額を徴収できる。

保護者から徴収すべき金額については、国の考え方を示した徴収金基準額を勘案し、船橋市における徴収金額（保育料）を規則で定めている。

(船橋市の保育料に関する軽減)

- ・ 最高階層の保育料額が、国の徴収金基準額の最高金額の 75%となるように設定している。
- ・ 前年分所得税・前年度市民税が共に非課税の場合は、保育料を無料にしている。
 - ➡ 国の徴収金基準額の場合では…、3 歳未満児：9,000 円、3 歳以上児：6,000 円
- ・ 同一世帯に複数の保育園児がいた場合、当該世帯の保育料負担額が 70,000 円を超えないようにしている。
 - ➡ たとえば、D12 階層世帯の児童 2 人（2 歳児と 0 歳児）が保育所に入所する場合、通常は 90,000 円（60,000 円+30,000 円）となるが、これを 70,000 円（60,000 円+10,000 円）にしている。
- ・ 国の徴収金基準額と同様に多子軽減を適用する。
 - ➡ 第 2 子：半額、第 3 子以降：無料
 - ➡ 算定対象人数に、幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童デイサービスを利用している児童を含める

(保育費用の負担割合)

- ・ 国 … 約 1 割
- ・ 保護者 … 約 2 割
- ・ 船橋市 … 約 7 割

※ 保育費用は年間で約 94 億円（平成 20 年度）

(4) 徴収システム（具体的な徴収額）

(納付方法)

- ① 口座振替
- ② 納付書（納付場所 … 金融機関・コンビニエンスストア）
- ③ 徴収（保育所・市役所保育課・収納員）

(主な滞納整理業務)

- ① 保育園職員による保育園での催告
- ② 保育課職員による自宅や勤務先に対する電話・訪問催告、又は保育園での催告
- ③ 財産差押え
- ④ 納税課債権回収対策室への移管

(実際の徴収額)

年度	調定額	徴収額	滞納額	収納率	
				現年度分	過年度分
14	16億9,840万円	15億6,906万円	1億2,275万円	98.34%	12.77%
15	17億6,906万円	16億2,728万円	1億3,720万円	98.03%	10.91%
16	18億3,928万円	16億8,825万円	1億4,666万円	98.27%	11.36%
17	19億7,195万円	18億1,056万円	1億4,811万円	98.21%	12.28%
18	20億6,020万円	19億283万円	1億4,497万円	98.09%	18.47%
19	21億5,819万円	20億2,199万円	1億2,644万円	98.74%	23.52%
20	22億3,753万円	21億3,252万円	9,171万円	99.14%	31.32%
21	22億8,506万円	22億1,549万円	6,747万円	99.61%	33.56%

・**調定額**：保護者に対して請求した保育料額の合計額

入所児童の増加に伴い保育料の調定額は毎年度増加傾向にある。

・**収納率**： $\frac{\text{徴収額}}{\text{調定額}}$

・**滞納額**： $\text{調定額} - \text{徴収額} - \text{不納欠損額}$

・**不納欠損額**：時効等の理由で徴収不可となった金額

・**現年度分**：当年度に調定した分の保育料

・**過年度分**：前年度以前に調定した保育料で、滞納として当年度に繰り越された分の保育料